

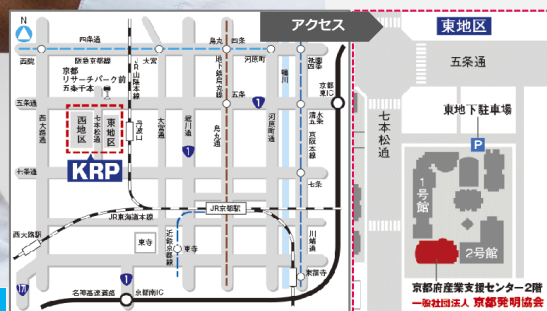
特許・商標・意匠・実用新案等

知財に関する相談が無料でできます！！

京都府知的財産総合サポートセンターは、京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21、京都海外ビジネスセンター、JETRO京都等と連携し、知財・技術・経営支援のワンストップサービスを実施しています。

京都府知的財産総合サポートセンター

一般社団法人 京都発明協会



秘密厳守

電話・ZOOM・メール相談可能

知財に関する悩みや課題はありませんか？

- ・J R - 丹波口駅下車 徒歩約5分
- ・バス - 京都リサーチパーク前下車 徒歩約4分
- ・駐車場 - 東地区地下有料駐車場

チェック項目	解決する知的財産
☐ 店舗や商品の名前は考えていますか	ブランド・商標
☐ その名前は商標登録されていないか確認しましたか	商標
☐ 売るためのデザインを考えていますか	デザイン・意匠
☐ 何か工夫（開発）しましたか	特許・実用新案
☐ 社外秘密情報は管理できていますか	ノウハウ・技術（秘密）情報管理
☐ 模倣される心配がありますか	特許・意匠・商標、海外対応
☐ 事業を海外展開する予定はありますか	海外での商標登録

当てはまるものがあれば、京都発明協会までお気軽にご相談ください！

お問合せ先☎ TEL : 075-315-8686 (一社) 京都発明協会



京都府知的財産総合サポートセンター

京都府知的財産総合サポートセンターは、平成19年4月1日に施行された「京都府中小企業応援条例」に基づいて、府内中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的に、京都府と京都発明協会が共同で運営している機関です。京都府知的財産総合サポートセンターは、京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21、京都海外ビジネスセンター、JETRO京都等と連携し、知財・技術・経営支援のワンストップサービスを実施しています。

＜京都府委託事業＞ 実施：一般社団法人京都発明協会

知財に関する相談が無料でできます！！

京都発明協会では、中小企業等の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的に各種無料相談事業による支援を行っています。知的財産権に関する相談について、京都府在住または勤務されている方、どなたでも相談可能です。遠方の方は電話、メール、ZOOM相談を是非ご活用ください。

まずは京都発明協会までお申込みください ☎ 電話：075-315-8686

※いずれも、事前予約制です。前日（閉館日を除く）の16:00までにご連絡ください。
相談時間は原則1時間以内とさせていただきます。

◆知財アドバイザーによる知的財産相談会◆

- ・場 所：京都発明協会 相談室
- ・日 時：毎週月曜日から金曜日
(祝祭日、お盆休み、年末年始を除く)
9:30～12:00、13:00～16:30

知財アドバイザー



小倉 一郎



福本 徹



鶴 善一

◆知財アドバイザーによる知的財産相談会◆

- ・場 所：京都経済センター
- ・日 時：毎月第1又は第2水曜日 13:30～16:30
- ・窓 口：JETRO京都・京都海外ビジネスセンター
- ・担当者：知財アドバイザー



JETRO京都



京都海外ビジネス
センター

◆弁理士・弁護士による知的財産相談会◆

- ・場 所：京都発明協会 相談室
- ・日 時：弁理士相談 毎月木曜日3回 13:00～16:00
弁護士相談 偶数月の原則第2火曜日 13:00～16:00
- ・担当者：担当弁理士・弁護士（京都発明協会のHP、又は右記QRコードをご覧ください）



《知的財産権制度の概要》

■知的財産権とは

「人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるもの」



権利の種類		権利の内容
産業財産権	特許権	発明を保護
	実用新案権	物品の形状等の考案を保護
	意匠権	物品のデザインを保護
	商標権	商品・サービスで使用するマークを保護
著作権		文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
回路配置利用権		半導体集積回路の回路配置の利用を保護
育成者権		植物の新品種を保護
営業秘密・商品表示 (不正競争防止法)		ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内

京都府産業支援センター2階 電話：075-315-8686 FAX：075-321-8374

[<https://kyoto-hatsumei.com/>]